

## 岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付要綱

令和5年3月27日決裁

改正 令和5年5月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見及び安全の確保並びにその介護者の精神的負担を軽減するため、予算の範囲内で交付する岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金（以下「助成金」という。）について、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症高齢者等 65歳以上の認知症の者及び若年性の認知症の者をいう。
- (2) 介護者 認知症高齢者等を介護する世帯員若しくは親族又はこれに相当すると市長が認める者をいう。
- (3) GPS機器 身に付けた者の位置情報を検索することができるGPS（全地球測位システムをいう。）を内蔵した端末機器（その付属品を含む。）をいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす認知症高齢者等を介護する者（同居し、又は通いにより介護する者に限る。）とする。

- (1) 認知症高齢者等本人が第6条第1項の規定による申込み時点で本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住する者であること。
- (2) 認知症高齢者等本人が認知症により行方不明になるおそれがあること。
- (3) 認知症高齢者等本人が次に掲げる施設に入所、入居又は入院（一時的な入院を除く。）していないこと。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設並びに認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する施設等

イ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所（一時的な入院を除く。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、共同生活援助を行う住居、宿泊型自立訓練施設及び福祉ホーム

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設

オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

カ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅

キ アからカまでに掲げるもののほか、介護又は日常生活において必要な便宜を供与する事業を行う施設

（交付対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、認知症高齢者等が身に付けるためのGPS機器の購入又はレンタル（介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具貸与及び同法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与による賃借を除く。以下同じ。）及びGPS機器を格納することができるシューズの購入に要する費用とする。ただし、GPS機器の購入にあつては通信料を除き、レンタルにあつては賃借料を除いた初期費用に限る。

2 前項のGPS機器は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 身に付けた者の位置情報を把握することが主たる目的であること。
- (2) 電話機能又はウェブサイト閲覧機能を有していないこと。
- (3) 認知症高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること。
- (4) 連続動作時間が最大72時間以上であること。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、交付対象経費の額（消費税及び地方消費税を含む。）とし、2万円を限度とする。

（事前審査）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付に係るGPS機器の購入又はレンタルの前に、市長に事前の審査の申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みは、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金事前審査申込書（様式第1号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の申込みがあったときは、その内容を審査の上、同項の承認の可否を決定し、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付対象者承認（不承認）通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により当該申込みをした者に通知するものとする。

（交付申請）

第7条 前条第1項の規定により承認を受けた者は、当該GPS機器の購入又はレンタルに係る契約をした日の属する年度の3月31日までに、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に助成金の交付を申請するものとする。

- (1) 領収書その他の交付対象経費に係る支払が確認できる書類の写し
- (2) レンタルにあつては、契約書その他のレンタルに係る契約をした日が確認できる書類の写し
- (3) 承認通知書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、規則第19条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該決定を受けた者に通知するものとする。

（交付手続の特例）

第10条 規則第15条、第16条及び第18条の規定は、助成金の交付に係る手続については、適用しない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金事前審査申込書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

機器の利用者（本人）との続柄 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金の交付を受けたいので、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付要綱第6条第1項の規定により事前審査を申し込みます。

利用者 機器の (本人)	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
GPS 機器	メーカー		商品名	
	予定金額	円		
		内訳	本体 ( 円)	付属品 ( ) ( 円)
シューズ	メーカー		商品名	
	予定金額	円		

※ ここから下の欄は、市が記載しますので、記入不要です。

（購入し、又は賃借するGPS機器のチェック項目）

- 1 身に付けた者の位置情報を把握することが主たる目的であること。
- 2 電話機能又はウェブサイト閲覧機能を有していないこと。
- 3 認知症高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること。
- 4 連続動作時間が最大72時間以上であること。

様式第2号（第6条関係）

岐阜市指令 第 号  
年 月 日

様

岐阜市長



岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付対象者承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申込みのありました岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金の交付に係る事前審査について、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

機器の利用者（本人）の氏名	
決 定 の 内 容	承認 ・ 不承認
不 承 認 の 理 由	

様式第3号（第7条関係）

岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金の交付を受けたいので、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

機器の利用者（本人）の氏名					
助成金の支払先	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 出張所		
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		口座番号		
	口座名義人	カナ			
漢字					

〈備考〉 申請の際は、次の書類を添付してください。

- (1) 領収書その他の交付対象経費に係る支払が確認できる書類の写し
- (2) レンタルにあつては、契約書その他のレンタルに係る契約をした日が確認できる書類の写し
- (3) 承認通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様

岐阜市長



岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金の交付について、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

機器の利用者（本人）	
住 所	
決 定 の 内 容	交付 ・ 不交付
助 成 金 の 額	円
不 交 付 の 理 由	
支 払 予 定 日	

交付の条件

- (1) 交付決定を受けた者が偽りその他不正の行為により助成金の交付決定を受けたことが明らかになったときその他市長が助成金の交付を適当でないと認めたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることがあります。
- (2) 交付決定を受けた者は、次の条件を遵守してください。
  - ア 善良な管理者の注意をもってGPS機器又はシューズ（以下「GPS機器等」という。）を管理すること。
  - イ 市長の承諾を受けないで、助成金の交付の目的に反してGPS機器等を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - ウ GPS機器等の使用状況の調査に応じることを求められた場合は、これに応じること。

様式第5号（第9条関係）

岐阜市指令 第 号  
年 月 日

様

岐阜市長



岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付決定取消通知書

次のとおり、 年 月 日付けで交付決定した件について、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金の交付決定の 全部 ・ 一部 を取り消したので、岐阜市認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

取 消 し の 内 容	
取 消 し の 理 由	